

第 10 章 指定給水装置工事事業者の役割

第 1 節 指定給水装置工事事業者制度

- 1 管理者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該管理者の給水区域において給水装置工事を適正に施工することができる者と認められる者の指定をすることができる【法第 16 条の 2 第 1 項】
- 2 指定工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事事業者の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事事業者の運営に努めなければならない。【法第 25 条の 8】
- 3 管理者は、指定工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第 16 条の 2 第 1 項の指定を取り消すことができる。
 - (1) 法第 25 条の 3 第 1 項各号に適合しなくなったとき。
 - (2) 法第 25 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき。
 - (3) 法第 25 条の 7 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (4) 法第 25 条の 8 に規定する給水装置工事事業者の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事事業者の運営をすることができないと認められるとき。
 - (5) 法第 25 条の 9 の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
 - (6) 前条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - (7) その施工する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
 - (8) 不正の手段により法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けたとき。【法第 25 条の 11】
- 4 給水装置工事事業者の運営に関する基準 【規則第 36 条】
 - (1) 給水装置工事(法第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、法第 25 条の 4 第 1 項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第 25 条の 4 第 3 項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
 - (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取り付け口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
 - (3) 管理者の給水区域において前号に掲げる工事を施工するときは、あらかじめ当該管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施工すること。
 - (4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
 - (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第 5 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
 - (6) 施工した給水装置工事(第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、第 1 号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。
 - ① 施主の氏名又は名称
 - ② 施工の場所
 - ③ 施工完了年月日

- ④ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ⑤ 竣工図
 - ⑥ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ⑦ 法第 25 条の 4 第 3 項第 3 号の確認の方法及びその結果
- 5 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 16 条の 2 第 1 項の規定により指定をした指定工事業者が施工する。【条例第 7 条第 1 項】

- 1 法第 25 条の 8 の事業の基準は、指定工事業者が最低限遵守すべき事業の運営に関する事項を定めたものであり、いわば指定の条件という性格を有する。これは、指定工事業者が施工する給水装置が給水装置の構造及び材質に関する基準に適合することを確実に担保するため、指定を受けた後の工事实施の職務体制、基準に適合しない資材の使用の禁止等の適正な施工義務、工事に関する記録及びその保存その他の事項について維持すべき一定の水準を定めたものである。なお、事業の運営の基準に従った適正な事業の運営ができないと認められるときは、法第 25 条の 11 の規定により給水装置工事業者の指定の取消しを受けることがある。
- 2 工事ごとの給水装置工事主任技術者の指名
個々の給水装置工事ごとに技術上の統括者としての職務を行う者を明らかにし、工事の責任体制を明確化したものである。
- 3 配水管の分岐部からメーターまでの工事
配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口からメーターまでの工事を施工する場合には、当該工事が水道施設に給水装置を接続する工事であること、通常、道路下に埋設されることとなる部分の工事であること等から、適切に作業を行うことができる技能を有する者に従事又は監督させることとしたものである。なお、適切に作業を行うことができる技能を有する者とは、配水管への分水栓の取付、配水管の穿孔、給水管の接合等の一連の配水管から給水管を分岐する工事の作業及び当該分岐部からメーターまでの配管工事に係る作業について、配水管その他の地下埋設物に変形等の異常を生じさせることのないよう、適切な資機材、工法、地下埋設物の防護の方法を選択し、かつ正確に作業を実施することができる者をいう。
- 4 主任技術者の選任等【指定工事業者規程第 12 条】
- (1) 指定工事業者は、指定工事業者規程第 4 条第 1 項の指定を受けた日から 14 日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。
 - (2) 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 14 日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。
 - (3) 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則に定められた様式による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
 - (4) 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、ひとつの事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一人の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。
- 5 事業の運営に関する基準 【指定工事業者規程第 13 条】
指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。
- (1) 給水装置工事ごとに指定工事業者規程第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して指定工事業者規程第 11 条第 1 項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
 - (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口からメーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能

- を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施工するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施工すること。
- (4) 次に掲げる行為を行わないこと。
- ① 政令第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ② 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (5) 施工した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
- ① 施主の氏名又は名称。
 - ② 施工の場所。
 - ③ 施工完了年月日。
 - ④ 主任技術者の氏名。
 - ⑤ 竣工図。
 - ⑥ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事。
 - ⑦ 指定工事事業者規程第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果。

第2節 給水装置工事主任技術者の役割

- 1 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - (1) 給水装置工事に関する技術上の管理。
 - (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督。
 - (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認。
 - (4) その他厚生労働省令で定める職務。【法第25条の4第3項】
- 2 給水装置工事主任技術者の職務。【規則第23条】

法第25条の4第3項第4号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、管理者の給水区域において施工する給水装置工事に関し、当該管理者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

 - (1) 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施工しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整。
 - (2) 第36条第1項第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整。
 - (3) 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡。

- 1 給水装置工事主任技術者の職務。
 - (1) 給水装置工事に関する技術上の管理

工事の事前調査から計画、施工及び竣工検査までに至る一連の過程における技術面での管理をいい、調査の実施、給水装置の計画、工事材料の選定、工事方法の決定、施工計画の立案、必要な資機材の手配、施工管理及び工程毎の工事の仕上がり検査(品質検査)等がこれに該当する。
 - (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

工事の事前調査から計画、施工及び竣工検査までに至る一連の過程において、工事品質の確保に必要な従事者の役割分担の指示、品質目標、工期等の管理上の目標に

適合する工事の実施のための従事者に対する技術的事項の指導、監督をいう。

(3) 給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認

給水装置の構造及び材質の基準に適合する給水装置の設置を確保するために行う、基準に適合する材料の選定、現場の状況に応じた材料の選定、給水装置システムの計画及び施工、工程毎の検査等による基準適合性の確保、竣工検査における基準適合性の確保をいう。

(4) 工事に関する管理者との連絡調整

管理者の給水区域において施工する給水装置工事に関して、当該管理者との連絡調整を行うこと。具体的には、

① 配水管から給水管を分岐する場合には配水管の布設位置の確認が必要となることから、これに関する連絡調整を行うこと。

② 配水管から給水管を分岐する工事及び分岐部からメーターまでの工事を行う場合には、管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう施工しなくてはならないことから、これに関する連絡調整を行うこと。

③ 給水装置工事（単独水栓の交換等の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡を行うこと。

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。【指定工事業者規程第11条第2項】

第3節 給水装置工事主任技術者に求められる知識と技能

給水装置工事は、工事の内容が人の健康や安全に直結した給水装置の設置又は変更の工事であることから、給水装置の選択や工事の施工が不良であれば、その給水装置によって水道水の供給を受ける利用者のみならず、管理者の配水管への汚水の逆流の発生などにより公衆衛生上大きな被害を生じさせるおそれもあるので、衛生上十分な注意を要する工事である。

さらに、給水装置工事は、布設される給水管や弁類などが地中や壁中に隠れてしまうので、施工の不良を発見することも、それが発見された場合の修繕も容易ではないという特殊性がある工事である。

そのため、給水装置工事主任技術者は、常に、水道が市民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに業務に携わることが必要であり、給水装置の構造・材質基準や給水装置工事技術などについての専門的な知識と経験を有していることが求められる。

また、給水装置工事は、現場ごとに発注者から目標品質が定められる「受注生産」であり、また、「現場施工」であることなどの建設工事としての特殊性があり、個々の現場の状況や必要となる工種に応じた工事計画の立案や品質管理などを適切に行わなければならない。このようなことから、給水装置工事主任技術者には、調査段階から検査段階に至るまでのそれぞれの段階に応じて、職務を確実に実施できるような、様々な専門的な知識及び技能が求められる。

1 調査段階

(1) 事前調査

給水装置工事の現場について十分な事前調査を行い、現場の状況に応じて適正な施工計画等を策定し、工事の難易度にあわせて熟練した配管技能者等を配置・指導し、工程管理・品質管理・安全管理などを確実に実施しなければならない。そのため、地形、地質はもとより既存の地下埋設物の状況等について事前調査を十分にを行い、それによって得られた情報を給水装置工事の施工に確実に反映させなければならない。

事前調査においては、必要となる官公署等の手続きを漏れなく確実に行うことができるように、管理者の供給規程の他、関係法令等を調べたり、法に基づく給水装置の構造・材質基準に定められた油類の浸透防止、酸、アルカリに対する防食、凍結防止などの工事の必要性の有無を調べることも必要となる。

(2) 管理者等との調整

管理者は、法第14条に基づき、給水条例等の供給規程を定めており、供給規程には給水区域内の需要者が行う給水契約の申込みの手續などを定めている。

給水装置工事を施工しようとするときは、管理者との間で、供給規程及びそれに基づいて定められている細則などにより、給水装置工事の施工の内容、計画等について、あらかじめ打ち合わせられていることが必要である。

2 計画段階

(1) 給水装置、機材の選定

給水装置の適正を確保するためには、構造・材質基準に定められた性能基準に適合した給水管や給水用具を使用することが必須である。

給水装置工事主任技術者は、給水装置の構造・材質基準を熟知し、基準に適合していることが確認できる給水管や給水用具の中から、現場の状況にあったものを選択しなければならない。

現場によっては、施主等から、工事に使用する給水管や給水用具を指示される場合があるが、それらが基準に適合していないものであれば使用せず、使用できない理由を明確にして施主等と協議調整しなければならない。

管理者の施設である配水管に給水管を接続する工事について、管理者による使用機材・工法等の指示に従わなければならない。また、管理者は、地震等により被災した場合の応急復旧を迅速に行うことなどを目的として、供給規程等において配水管の分岐部からメーターまでの間の給水管や給水用具の構造・材質を指定しているので、その規制に適合した製品を用いなければならない。

(2) 工事方法の決定

給水装置工事は、給水管や給水用具からの汚水の吸引や逆流、外部からの圧力による破壊、酸・アルカリによる浸食や電食、凍結などが生ずることがないように、構造・材質基準に定められた給水システムに係る基準を必ず満足するように行わなければならない。

また、弁類や継手、給水管の末端に設ける給水用具の中には、現場の条件によっては使用に適さないものもあるので、それぞれの仕様や性能、施工上の留意事項を熟知したうえで給水装置工事に用いなければならない。

(3) 必要な機械器具の手配

給水装置工事には、配水管と給水管の接合、管の切断・接合、給水用具への取付けなどの様々な工種がある。また、使用する材料にも金属製品や樹脂製品など様々なものがあり、さらに金属や樹脂も、その種類によって施工方法は様々ではない。そのため、工種や使用材料に応じた機械器具を判断し、施工計画の立案に反映し、現場の施工に用いることができるように手配等を行わなければならない。

(4) 施工計画、施工図の作成

給水装置工事は、建築物の建築の工程と調整しながら行うことになるため、事前調査の際に得られた情報などに基づき、給水装置工事を無駄や無理のない段取りによって施工しなければならない。また、工事の品質を確保するうえで必要な給水装置工種の工程に制約が生じるようであれば、それを建築工程に反映するように協議調整しなければならない。

なお、給水装置工事を予定の期間内で迅速かつ確実にを行うため、現場作業にかかる前にあらかじめ詳細な施工計画、施工図を作成しておき、工事従事者に周知徹底しておくことなどの措置を講じなければならない。

3 施工段階

(1) 工事従事者に対する技術上の指導監督

給水装置工事は、様々な単位工程の組み合わせであり、それらの単位工程の中には難度の高い熟練した技術力を必要とするものも多い。そのため、給水装置工事主任技術者は、行おうとする工種と現場の状況に応じて、工事品質を確保するために

必要な能力を有する配管者などの配置計画をたてるとともに、それぞれの工事従事者の役割分担と責任範囲を明確にしておき、品質目標に適合した工事が行われるよう、随時工事従事者に対する適切な技術的指導を行わなければならない。特に、配水管と給水管の接続工事や道路の下の配管工事については、適正な工事が行われなかった場合には水道施設を損傷したり、汚水の流入による広範囲にわたる水質汚染事故を生じたり、公道部分における漏水で道路の陥没などの事故を生じさせたりすることがあるので、十分な知識と熟練した技能を有する者に工事を行わせるか、又は実地に監督させるようにしなければならない。

(2) 工程管理、品質管理、安全管理

給水装置工事主任技術者は、調査段階、計画段階に得られた情報や計画段階で関係者と調整して作成した施工計画に基づき、最適な工事工程を定めそれを管理しなければならない。

給水装置工事の品質管理は、工事の発注者に対して、あらかじめ契約書などで約束している給水装置を提供するために必要不可欠なものである。給水装置工事主任技術者は、職務として、給水装置の構造及び材質が基準に適合していることの確認を行わなければならない。そのためには、竣工時の検査の実施のみならず、自ら、又は信頼できる現場の工事従事者に指示することにより、工程ごとの工事品質の確認を励行しなければならない。工事の実施にあたっては、例えば配水管の穿孔を慎重に行って破損しないようにすること、給水管の管端から土砂が入らないようにすること、樹脂管接続箇所の接水部分に接着剤が付着しないようにすることなど、水の汚染や漏水が生じることがないように工事の品質管理を行わなければならない。

工事を実施する上での安全管理も重要な職務である。安全管理は、工事従事者の安全の確保と、工事の実施に伴う公衆に対する安全の確保がある。後者のうち、特に道路上における工事については、通行者の安全の確保及びガス管や電線、電話線などの保安について万全を期す必要がある。

(4) 工事従事者の健康の管理

給水装置工事主任技術者は、工事従事者の健康状況にも注意し、保菌者が給水装置工事に従事することにより水道水が汚染されるといった事態が生じないように管理しなければならない。

4 検査段階

(1) 工事の竣工検査。

給水装置工事主任技術者は、適正な竣工検査を確実に実施しなければならない。竣工検査は、新設、改造、修繕、撤去等の工事を行った後の給水装置が、給水装置の構造・材質基準に適合しているものになっていることを確認し、水道の利用者に提供するための最終的な工事品質確認である。

(2) 管理者が行う検査の際の立会い。

管理者は、検査を行う給水装置について給水装置工事を施工した指定工事業者に対し、その工事を施工した事業所の給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。この立ち会いの際には、給水装置工事主任技術者は、施工した給水装置工事の内容について管理者に説明し、給水装置が構造・材質基準に適合していることについて管理者の納得を得ることになる。